

法務大臣 谷垣 禎一 様

婚外子相続差別規定の、最高裁大法廷違憲決定を受け、  
一刻も早い婚外子差別の撤廃を求めます。

2013年9月4日

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

私たちは、1988年より25年間にわたり婚外子差別の撤廃と女性の多様な生き方の実現を求めて、婚外子に対する住民票や戸籍の続柄差別記載撤廃をはじめとして、婚外子差別撤廃の運動を続けてきた市民団体です。

本日最高裁大法廷は、1995年に行った民法の婚外子相続差別規定に対する合憲決定を見直し、憲法違反の決定を出しました。

この差別規定があることによって、婚外子とその母たちは、差別や蔑視そして非難に苦しんできました。しかしとうとうこれらから解放される扉が開かれたのです。この違憲決定を受け、民法の婚外子相続差別規定をはじめ様々な婚外子差別制度を一刻も早く撤廃してほしいと願っています。

相続差別規定は法制度上の婚外子差別の根拠になってきました。そのためこの規定の撤廃は、それにとどまらず出生届や戸籍の続柄、「嫡出子・嫡出でない子」の別の撤廃などさまざまな婚外子差別を規定した法制度の撤廃あるいは法改正に直結するものです。

政府が法改正をサボタージュすることなく早急な法改正の実現に向け、以下の措置を取ることを求めます。

- 1 民法900条4号但書前段の規定を撤廃すること。
- 2 戸籍法第49条2項1号「出生届書には、……嫡出子又は嫡出でない子の別を記載しなければならない」の規定を撤廃すること。
- 3 戸籍法第13条4、5の実父母及び養親との続柄を撤廃すること。  
(2) 法改正までの間、続柄は職権で「女・男」などの記載に統一し、嫡出子は父母との続柄、婚外子は母との続柄という二重基準を撤廃するとともに、兄弟姉妹間での序列も廃止すること。
- 4 ①嫡出概念を廃止すること。  
②法制度上の「嫡出子」「嫡出でない子」の用語および区別を廃止すること。  
③子の地位と父母の婚姻の有無とを切り離すこと。
- 5 上記以外の婚外子差別及び婚外子差別につながるすべての制度を速やかに撤廃すること。